

# 平成22年度事業計画書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

## ●事業計画の概要

1. 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
2. 中小企業勤労者福祉に関する各種研修会、講習会事業
3. 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
4. 中小企業勤労者のための勤労者福祉事業
  - (1) 在職中の生活安定に関する事業
  - (2) 健康の維持増進に関する事業
  - (3) 老後生活の安定に関する事業
  - (4) 自己啓発・余暇活動に関する事業
  - (5) 財産形成に関する事業
5. その他センターの目的を達成するために必要な事業
  - (1) 会員加入促進事業

## ●事業計画概要

財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業のより一層の発展と、そこに働く会員及び家族が豊かな生活を送れるよう、多様化する会員ニーズに対応する総合的な福利厚生事業を推進し、勤労者福祉の向上と中小企業の振興、発展に寄与すべく事業を展開しています。

ここ最近、「事業を利用しない、利用できない」との理由による退会や、各事業の利用者の減少が目立ち始めております。多くの会員をはじめ中小企業勤労者の方々に利用され、喜んでいただくことこそサービスセンターの基本となるところであります。

多くの方に利用していただけるようサービスメニューの周知を幅広く行い、退会や利用者減の原因を把握し、事業そのものの検討や事業の実施方法・内容を検討し、魅力あるサービスメニューにしていく必要性を感じています。

そこで、今年度より携帯電話で事業メニューを閲覧できるモバイルサイトを開設します。携帯電話の有用性を活用し、さまざまな新しい情報を掲載するとともに、メールによるお得な情報をこまめに配信し、会員に多くのメリットを提供できるように努めます。

加えて、モバイルサイトからいつでも簡単に各種事業の申込みができるようにするなど、会員の利用し易さについても考慮し利便性の向上を図ります。

さらに、新規メニューの開発にも力を入れるとともに、既存事業においても内容の充実を図り、ニーズに応じて内容を工夫するなど、サービスの向上を進めてまいります。

財政状況という点では、これまでと同様に厳しい状況に変わりありません。従来行ってきた経費節約等による支出縮減などの対策も引き続き講じてまいります。

### 1. 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1号関係）

労働環境、余暇活動及び福利厚生の上昇を図るため、各種関連団体に加入し、各機関と連携をはかり、魅力ある事業運営を行うための施策、課題等について情報交換、情報収集を行い、利用会員の要望に応じた総合的な勤労者福祉の増進を図る。

#### (1) 勤労者福祉施策研究会等への参加

主 な 団 体	回数等
・ 社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター	随時
・ 東京都中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会	
・ 東京都市勤労者共済団体連合会	
・ 近隣8市（小金井・国立・立川・稲城・西東京・東久留米・昭島市）	

### 2. 中小企業勤労者福祉に関する各種研修会、講習会事業（寄附行為第4条第2号関係）

労務上又は生活に役立つ講座や自己啓発のための趣味講座等を開催する。この事業は利用会員をはじめ、一般市民にも広く参加を促し、市民サービスの一翼も担う。

#### (1) 各種教養講座

事 業 名	回数等	予定人数
・ 教養講座（労務上又は生活に役立つ講座）	1回	5人
・ 趣味講座（自己啓発増進のための講座）	2回	20人

### 3. 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4号第3号関係）

会報「サービスセンターだより」を年6回奇数月に発行し、事業の周知、センターからの

お知らせや生活に役立つ情報等を提供する。常に最新の情報が届けられるよう、ホームページと携帯電話用のモバイルサイトを運営し、事業内容の紹介やお得な情報を会員に提供する。

事業名	回数等
・会報「サービスセンターだより」の発行（各回2，500部）	年6回 奇数月
・パソコンによるホームページの運営	通年
・携帯電話用のモバイルサイトの運営と情報メールの配信	通年／随時
・関係機関の実施する福利厚生事業（講演会）等の情報提供	随時

#### 4. 中小企業勤労者のための勤労者福祉事業（寄附行為第4条第4号関係）

##### （1）在職中の生活安定に関する事業

勤労者が安心して働ける環境づくりを図ることを目的として、各種給付並びに教育・医療・物品購入のための生活資金融資あっせんを行い、利用会員の生活安定のバックアップを図る。

##### ①慶弔等共済事業

財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会と「慶弔(自治体提携用)共済（やすらぎ）」と契約して実施する。

事業内容		回数等	予定人数
・祝い金	結婚、出生、小学校入学	通年	220人
・見舞金	重度障害、傷害、傷病		
・弔慰金	本人死亡、配偶者・親・子の死亡		

##### ②生活資金融資あっせん事業

生活資金(教育・医療・出産・冠婚葬祭・住宅修繕資金・物品購入ほか生活に必要な資金)を必要とする会員に、低金利で資金の融資あっせんを行う。

取扱金融機関	融資額	融資利率	回数等	予定人数
・りそな銀行 東村山支店	10万円	年1.8%	通年	3人
・りそな銀行 久米川支店	～			
・中央労働金庫 田無支店	100万円			

##### （2）健康の維持増進に関する事業

利用会員の健康維持増進を図るため、健康診断や人間ドック受診に対する補助事業をはじめ、健康増進の啓発のため、セミナーや関連パンフレットの配布をおこなう。加えて、安価で人間ドックを受診できるよう関係機関と契約を行なう

事業名	回数等	予定人数
・健康診断受診補助 2,000円補助	通年	850人
・人間ドック受診補助（35歳以上） 10,000円補助		230人
・健康増進のための情報提供（2,500部）	1回	—
・健康セミナー	1回	100人
・医療機関契約施設（人間ドック受診割引）	通年	—

##### （3）老後生活の安定に関する事業

中小企業勤労者の充実した老後生活の安定を図るため、年金・生きがい等に関する情報提供、中小企業退職金制度の普及啓発等を行う。

事業名	回数等
・老後を見据えた老後生活設計のための情報提供を会報紙面で行なう	1回
・中小企業退職金共済制度等の普及啓発	随時

#### (4) 自己啓発・余暇活動に関する事業

##### ●自己啓発事業

利用会員の職務向上や生涯学習等の自己啓発を助長するため、通信講座等を利用する場合に補助するとともに、関連団体等が開催する講座等の情報提供を行なう。

事業名	回数等	予定人数
・NHK学園通信受講料補助	通年	5人
・自己啓発講座等の情報提供	随時	—

##### ●余暇活動事業

余暇時間を充実かつ有効に活用していただくため、会員同士や家族の交流も含めたイベント・レクリエーション事業の実施や、宿泊、観劇に対する補助、レジャー施設やコンサート等のチケットのあっせんや割引券等の配布を行い、利用会員の余暇活動を推進する。

##### ①宿泊旅行及び観劇鑑賞補助事業

事業名	回数等	予定人数
・宿泊旅行補助事業（年度1回3,000円）	通年	1,050人
・観劇補助事業（年度1回3,000円）		750人

##### ②企画事業

事業内容	回数	予定人数
・日帰り旅行（潮干狩り、買物ツアー、グルメツアー等）	4回	140人
・連合会合同2泊3日旅行（山陽方面）	1回	15人
・近隣8市合同1泊旅行（木曾路方面）	1回	10人
・夏休み企画（ディズニーリゾート等）	2回	85人
・市内農園にて季節狩り（とうもろこしもぎとり、いもほり等）	2回	90人
・ゴルフ大会	1回	80人
・サンタクロースプレゼント宅配	1回	20人
・果物等 特産品のあっせん	1回	50人

##### ③施設利用補助事業

事業内容	回数等	予定枚数
・西武園ゆうえんちファミリーパス	通年	3,210枚
・昭和記念公園レインボープール利用券	夏期	300枚
・東京サマーランド利用券	夏期	85枚
・西武ドームベンチサイドシート	随時	150枚
・ロンドフィットネスクラブ利用券	1回	410枚
・Jリーグサッカー（FC東京、東京ヴェルディ主催試合）	随時	125枚
・新所沢レッツシネパーク映画鑑賞券	通年	100枚
・箱根ユネッサン	6回	70枚
・東京ドームシティ得10チケット	通年	20枚
・コンサート、演劇等のチケット	随時	500枚
・ホテル等レストラン食事券	随時	160枚
・JOYLAND契約施設（東武動物公園等）	随時	480枚
・ジェフグルメカード	随時	200枚
・サンリオピューロランド	1回	20枚
・温浴施設利用券	随時	110枚
・連合会遊園地等レクリエーション施設統一契約	随時	—

#### ④会員優待割引指定店事業

会員の福利厚生と地域振興のお役に立つよう、会員事業所のご協力を得て、サービスセンターの「会員優待割引指定店」として会員事業所と契約提携し、利用会員が割引料金で物品等が購入できるよう利便を図る優待割引指定店事業を行う。指定店の拡大を進める。

#### ⑤優待協力企業等事業

会員事業所以外の企業等と契約提携し、利用会員が割引料金での利用や物品購入ができるよう利便を図る割引販売事業を行う。優待協力企業の拡大を進める。

#### ⑥宿泊割引施設事業

各地の宿泊施設と契約し、利用会員及び家族が割引料金で宿泊できるよう利便を図る宿泊割引施設事業を行なう。施設の拡大を進める。

#### (5) 財産形成に関する事業

利用会員の財産形成を助長するため、勤労者財産形成に係る普及啓発のための情報提供等を行う。

事業名	回数
・財産形成のための情報提供を会報紙面で行なう。	1回

### 5. その他センターの目的を達成するために必要な事業

#### (1) 会員加入促進事業

スケールメリットの拡大、サービスセンターの活性化並びに自立化、そして安定した経営基盤を構築するため、会員加入推進員の設置や紹介等に対する報奨制度等を設け、会員加入促進を強化する。

事業名	回数
・会員加入推進員の設置	通年
・会員事業所等からの紹介による訪問説明	随時
・会員事業所等からの紹介に対する報奨制度	随時
・広告掲載（東村山市報、東村山市商工会報）	各1回